

第4次
大月市行政改革大綱

はじめに

大月市では、平成19年に平成28年を目標年次として策定した「大月市第6次総合計画」に基づき、「信頼と協働のまちづくり」を基本的な理念とする、新しいまちづくりに取り組んでおり、24年4月からは後期基本計画がスタートしています。

この総合計画では、市民と行政とが“信頼”し“協働”することによって、みんなで考え、みんなで作くり、みんなで責任をもってまちづくりを進めることで築き上げる本市の将来の姿を位置づけ、

- 郷土に愛着と誇りを持ち、
 - 豊かな自然の恵みを生かし、
 - 一人ひとりにやさしく、
 - 安全で安心して、
 - 健康で住み続けることのできる活力あるまち
- を目指しています。

将来像を実現するための基本目標としては、「目指すべきまちの姿」と「目指すべき行政の姿」の2つに区分しており、このうち、目指すべき行政の姿については、さらに、3つの目標を設定しています。

1. 信頼される行政運営を行う。
2. 堅実な行政運営を行う。
3. 無駄のない行政運営を行う。

これらの3つの目標に基づき、本市の行政改革を推進します。

- * 協働…市民と行政が目標を共有し、対等な立場でともに力を合わせて活動すること。
- * 目指すべき行政の姿…目指すべきまちの姿の実現をサポートする行政の姿のこと。

目 次

第1章 行政改革大綱

第1節 行政改革の基本方針	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 行政改革の重点項目	1
(1) 市民に開かれた市政の推進	1
(2) 効率的な行政運営の確立	2
(3) 健全な財政運営の推進	2
第2節 行政改革の推進項目	2
1. 市民に開かれた市政の推進	2
(1) 市民参画の推進と市民の声の反映	2
(2) 公正の確保と透明性の向上	2
(3) 広報活動の充実	2
2. 効率的な行政運営の確立	3
(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合	3
(2) 柔軟な組織・機構への再編・改善	3
(3) 効率的な公共施設の管理運営	3
(4) 広域行政の推進	3
3. 健全な財政運営の推進	3
(1) 財政運営の健全化	3
(2) 定員管理・給与の適正化	4
(3) 特別会計等の事業健全化	4
第3節 行政改革の推進体制	
1. 計画構成と期間	4
2. 推進体制	4

第2章 実施計画

第1節 総則	5
1. 位置づけ	5
2. 進行管理	5
3. 体系	5

1. 市民に開かれた市政の推進
 - (1) 市民参画の推進と市民の声の反映
 - (2) 公正の確保と透明性の向上
 - (3) 広報活動の充実
2. 効率的な行政運営の確立
 - (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合
 - (2) 柔軟な組織・機構への再編・改善
 - (3) 効率的な公共施設の管理運営
 - (4) 広域行政の推進
3. 健全な財政運営の推進
 - (1) 財政運営の健全化
 - (2) 定員管理・給与の適正化
 - (3) 特別会計等の事業健全化

第1章 行政改革大綱

第1節 行政改革の基本方針

1.計画策定の趣旨

本市では、平成8年に策定した大月市行政改革大綱に始まり、平成10年には、第2次行政改革大綱を、平成13年には第3次行政改革大綱を、そして平成17年には、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」による「大月市集中改革プラン」を策定するなど、これまで時代の要請にもとづき様々な行政改革の取り組みを進めてきました。

しかしながら、国・地方を通じた厳しい財政状況のなかで、第6次総合計画に掲げる「信頼と協働のまちづくり」を基本理念とする、目指すべき行政の実現のためには、更なる行政全般にわたる総点検を実施し、時代の変化や市民ニーズに迅速かつ的確に対応できるスリムで合理的な行政体制の整備を目指す必要があります。

このため、社会経済情勢の変化を踏まえ、多様化する行政需要に対応できる財政基盤の確立と新たな視点に立った一層の行政改革を推進するため、第4次行政改革大綱を策定するものです。

2.行政改革の重点項目

行政改革は、柔軟で活力ある行政システムの構築を図るための取り組みであり、市民との対話を通じた「信頼と協働のまちづくり」を行政運営の柱とするためのものです。

このため、次の3点を重点項目とし、総合的かつ計画的に行政改革を推進します。

(1) 市民に開かれた市政の推進

魅力あるまちづくりを市民と協働して推進するため、市政に参画しやすい環境づくりに努めます。

また、地域の現状や特性を踏まえ、市民ニーズを的確に把握するための取り組みに努めます。

さらに、行政の透明性を確保するため、情報公開と広報活動の充実に努めます。

(2) 効率的な行政運営の確立

社会環境や市民ニーズ等の変化に柔軟に対応するため、組織機構の見直しや事務事業の整理合理化を進めると共に、行政と民間等の役割分担を明確化し、民間等の活力の導入も図りながら、効果的かつ効率的な行政運営を推進します。また、広域的な観点からの行政運営の取り組みを推進します。

(3) 健全な財政運営の推進

総合計画等に掲げる施策の実現や多様化する行政需要に対応できる財政基盤の確立のため、受益と負担のバランスを取りながら適正かつ公平な観点での歳出の抑制と歳入の確保に努め、一層の財政健全化に取り組むと共に、自主性・自立性の高い財政運営の確保に努めます。

また、特別会計や病院事業会計における行財政改革を推進し、健全な事業運営を目指します。

なお、土地開発公社についても、財政健全化に向けた取り組みを強化します。

第2節 行政改革の推進項目

1.市民に開かれた市政の推進

(1) 市民参画の推進と市民の声の反映

市民と行政が信頼関係を築き、地方分権社会に対応した魅力あふれる地域づくりを進めるため、政策形成過程からの市民参画を促す取り組みを進めると共に、市民の声を的確に市政に反映させるシステムづくりに努めます。

(2) 公正の確保と透明性の向上

本市の情報公開制度の的確な運用に努めると共に、個人情報漏洩しないよう情報セキュリティ対策を強化し、個人情報の適正な管理に努めます。

(3) 広報活動の充実

市民生活にかかわる情報や市政の重要課題を市民にわかりやすく情報提供するため、「広報おおつき」の内容をさらに充実させると共に、ホームページ

を随時更新し、最新の行政情報の発信や内容を充実させ、総合的・効果的な広報活動に努めます。

2.効率的な行政運営の確立

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

事務事業の総点検を行い、各種行事・イベント等の検証や目的を達成した事業等の見直しを行い、行政関与のあり方や行政効率等を十分検討し、事務事業の整理合理化に努めます。

また、住民参加型の事業仕分けや行政評価システムの確立などに努めます。

(2) 柔軟な組織・機構への再編・改善

地方分権や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる行政組織・機構とするため、市民の目線に立った利便性に配慮した柔軟な組織・機構への再編・改善に努めると共に、職員が職務に精励できる環境の構築に努めます。

(3) 効率的な公共施設の管理運営

公共施設の効率的な管理運営を目指し、指定管理者制度の導入や民間委託の活用を含めた検討により、より一層のサービス向上に努めます。

(4) 広域行政の推進

広域的な観点からの行政事務の共同化を推進すると共に、更なる取り組みに努めます。

3.健全な財政運営の推進

(1) 財政運営の健全化

行政改革による経費等節減効果や目標とする財政指標を数値化し、財政健全化に対する説明責任に努めます。

安定的な自主財源を確保するため、課税客体の適正な把握と市税等の収納率向上に積極的に取り組むと共に、適正な受益者負担の観点から、使用料・手数料等の見直しに努めます。

また、市有財産の有効活用を図るため、未利用財産の売却、貸付を含めた適正管理を推進し自主財源の確保に努めます。

(2) 定員管理・給与等の適正化

事務事業の見直しを含めた組織・機構の再編・整備等による適正配置により職員定数の縮減に努めます。

また、地方公務員の業務の性格や内容を踏まえた給与制度の適正化に努めます。

(3) 特別会計等の事業健全化

特別会計や病院事業会計の果たすべき役割を踏まえ、事務事業の簡素化・合理化等の行財政改革を推進し事業健全化に努めると共に、財政状況等の積極的な情報公開に努めます。

また、土地開発公社についても、財政健全化に向けた取り組みを強化します。

第3節 行政改革の推進体制

1.計画構成と期間

- 行政改革大綱 平成24年度から、平成28年度までの5年間
- 実施計画 平成24年度から、平成28年度までの5年間
- ☆ 実施計画は、毎年度見直しを行うローリング方式とします。

2.推進体制

行政改革は、市長を本部長とする「大月市行政改革推進本部」と市民の代表者からなる「大月市行政改革推進委員会」とが一体となって推進します。

推進本部は、行政改革の進捗状況を定期的に公表し、推進委員会の提言等を受け、これを行政改革の取り組みに適切に反映させるものとします。

第2章 実施計画

第1節 総則

1.位置づけ

実施計画は、行政改革大綱に基づき、平成24年度から平成28年度までの実施内容を定めています。

2.進行管理

行政改革推進本部事務局（総務管理課防災行革担当）において毎年度末、実施計画の進捗状況を確認し、行政改革推進本部に報告の上、必要な見直しを行うと共に、進捗状況等は大月市行政改革推進委員会や市ホームページにて市民に周知します。

3.体系

1—市民に開かれた市政の推進

- (1) 市民参画の推進と市民の声の反映
- (2) 公正の確保と透明性の向上
- (3) 広報活動の充実

2—効率的な行政運営の確立

- (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合
- (2) 柔軟な組織・機構への再編・改善
- (3) 効率的な公共施設の管理運営
- (4) 広域行政の推進

3—健全な財政運営の推進

- (1) 財政運営の健全化

- (2) 定員管理・給与等の適正化
- (3) 特別会計等の事業健全化

第2節 実施内容

文中の用語の解説

- 「調査」… 実施や施行するために必要な事項を調査するもの。
- 「検討」… 実施の可否や具体的な実施内容、問題点、課題等について検討するもの。
- 「実施」… 取り組みを実際に実施するもの。
- 「継続実施」… すでに実施しているもので、継続的に実施していくもの。
- 「見直」… すでに実施している内容の見直しを検討するもの。

☆ 以下、具体的な実施計画を記述する。